

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 手当額の改定について

児童扶養手当や特別児童扶養手当の額は、物価の変動に応じて改定されていますが、平成17年の消費者物価指数の下落により、平成18年4月から月額が次のとおり改定されました。なお、8月支給分から改定後の額となります。

対象 児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給中のかた

・児童扶養手当

子の人数が1人の場合

	改定後	改定前
全部支給	41,720円	41,880円
一部支給	9,850～ 41,710円	9,880～ 41,870円

子の人数が2人の場合

1人の場合の金額に5,000円を加算

子の人数が3人以上の場合

2人の場合の金額に、1人につき3,000円を加算

・特別児童扶養手当

	改定後	改定前
1級	50,750円	50,900円
2級	33,800円	33,900円

問合せ 福祉課 児童福祉担当（内線163・164）

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金の第1号被保険者（自営業者、フリーターなどのかた）で、保険料を納めることが困難な場合には、申請し承認されると保険料が免除される制度があります。今までの制度では**全額免除**と**半額免除**がありました。したがって、平成18年7月から**4分の3免除**と**4分の1免除**が導入されます。いずれも、本人及び配偶者、世帯主の所得が一定額以下の場合に承認されます。また、30歳未満のかたで本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に承認される**若年者納付猶予**もあります。

手続きは？

7月から翌年6月までです。申請は毎年必要です。（全額免除または若年者納付猶予に承認された場合に限り、翌年以降は申請書を提出しなくても継続審査が受けられる制度があります。ただし、申請理由によっては継続審査が受けられない場合もあります。）

承認期間は？

【注意】4分の3・半額・4分の1免除に承認された場合でも、免除以外の保険料を納付しない場合は未納扱いになります。

承認されると？

免除等の期間は未納扱いになりません。老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けられるための受給資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金額の計算の際は、保険料（全額）を納付した場合と比べ、免除等の承認期間や内容に応じて減額されます。

また、承認を受けた期間から10年以内であれば、保険料の追納ができます。追納する保険料額は、免除等を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算した額となります。追納した場合、その分の老齢基礎年金額は減額されません。

問合せ

春日部社会保険事務所

048(737)7111

役場保険年金課 国民年金係

内線143・144

